

## 事前意見に対する対応方針(資料4関連)

番号	意 見	対 応 方 針	参 考
1	<p><b>【町会での安否確認について】</b></p> <p>指定避難所が開設されるような災害時において、一時避難場所に町会災害対策本部が設置されて安否確認するとマニュアル化されており、住吉区総合防災訓練でもそのように設置訓練すると認識しております。しかしながら、<u>一時避難場所にて町会で安否確認する事や、自身の一時避難場所がどこなのかを正しく理解している人は少なく、発災直後の混乱時に安否確認が正しくできるとは思えません。安否確認よりも人命救助を優先すべき状況も予想されます。目的にあった内容と方法が問われるのではないのでしょうか。</u></p>	<p><u>発災直後においては、公助が行き届かないため、まず身近な町会単位で決められた一時避難場所に避難し、隣近所で声を掛け合い、安否を確認することが、迅速かつ有効な手段であると考えております。</u>そのため、住吉区では平成28年度から総合防災訓練を実施し、年度ごとに重点項目を設定したうえで、一時避難場所における安否確認訓練等を実施してきました。さらに、発災時の迅速な対応ができるよう、町会本部開設動画や、町会本部開設セットを作成するとともに、災害時要援護者の安否確認及び避難支援に向けた取組として、個別支援プランの作成を進めております。</p> <p>しかしながら、一時避難場所における安否確認が定着していない地域もあり、一時避難場所を把握されていない方もいることから、地域の防災士や防災リーダーに協力いただき、引き続き総合防災訓練等において周知方法の充実を図ってまいります。</p> <p>また、安否確認と人命救助の優先度については、<u>安否確認を行うなかで、要救助者が判明するといったこともあるため、安否確認と人命救助はあくまで一体のものであり、どちらも並行して実施する必要があると考えております。</u></p>	篠原委員